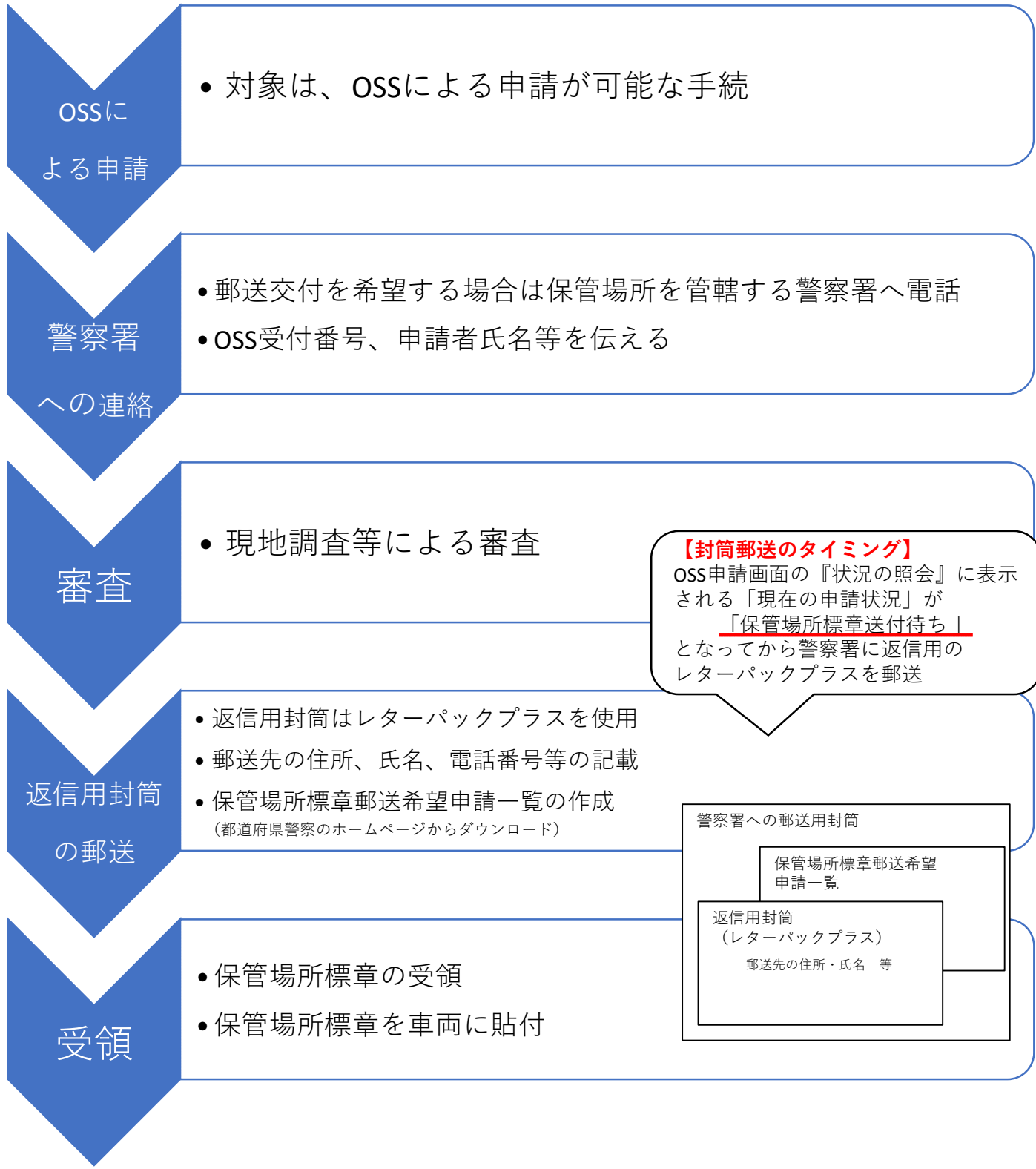


OSS申請における保管場所標章の郵送交付についてのご案内

～令和4年1月から～

OSSを利用すれば警察署に行かなくても手続きが完了できます！



OSSによる申請

- 対象は、OSSによる申請が可能な手続

警察署への連絡

- 郵送交付を希望する場合は保管場所を管轄する警察署へ電話
- OSS受付番号、申請者氏名等を伝える

審査

- 現地調査等による審査

【封筒郵送のタイミング】
 OSS申請画面の『状況の照会』に表示される「現在の申請状況」が「保管場所標章送付待ち」となってから警察署に返信用のレターパックプラスを郵送

返信用封筒の郵送

- 返信用封筒はレターパックプラスを使用
- 郵送先の住所、氏名、電話番号等の記載
- 保管場所標章郵送希望申請一覧の作成
(都道府県警察のホームページからダウンロード)

受領

- 保管場所標章の受領
- 保管場所標章を車両に貼付

